



島根労働局発表

平成28年12月6日

担当

益田労働基準監督署

署長 田代 圭子

監督・安衛課長 ひのした 樋下 慶

TEL 0856-22-2351

労働災害防止緊急対策会議を開催し
労働災害防止団体に対し緊急要請を行います
～益田署管内の平成28年の労働災害件数が急増～

益田労働基準監督署（署長 たしろけいこ 田代圭子）管内（益田市・鹿足郡）で1年間に発生した休業4日以上^{（休業4日以上）}の労働災害は、平成26年に78件、平成27年に79件と、ほぼ横ばいで推移していました。しかし平成28年は、11月末の時点ですでに78件発生しており、前年同期と比較して12件（18%）増と大幅に増加し、島根県下の労働基準監督署で唯一増加しているという憂慮すべき状況にあります。その中で、製造業、建設業、林業は、前年同期と比較して合計13件増加しており、これ以上の労働災害の発生をくい止める必要があります。

このため、益田労働基準監督署では、労働災害防止対策の徹底を図るため、以下のとおり、労働災害防止緊急対策会議を開催し、労働災害防止団体に対して、文書で緊急の要請を行います。（詳細は別紙のとおり）

労働災害防止緊急対策会議

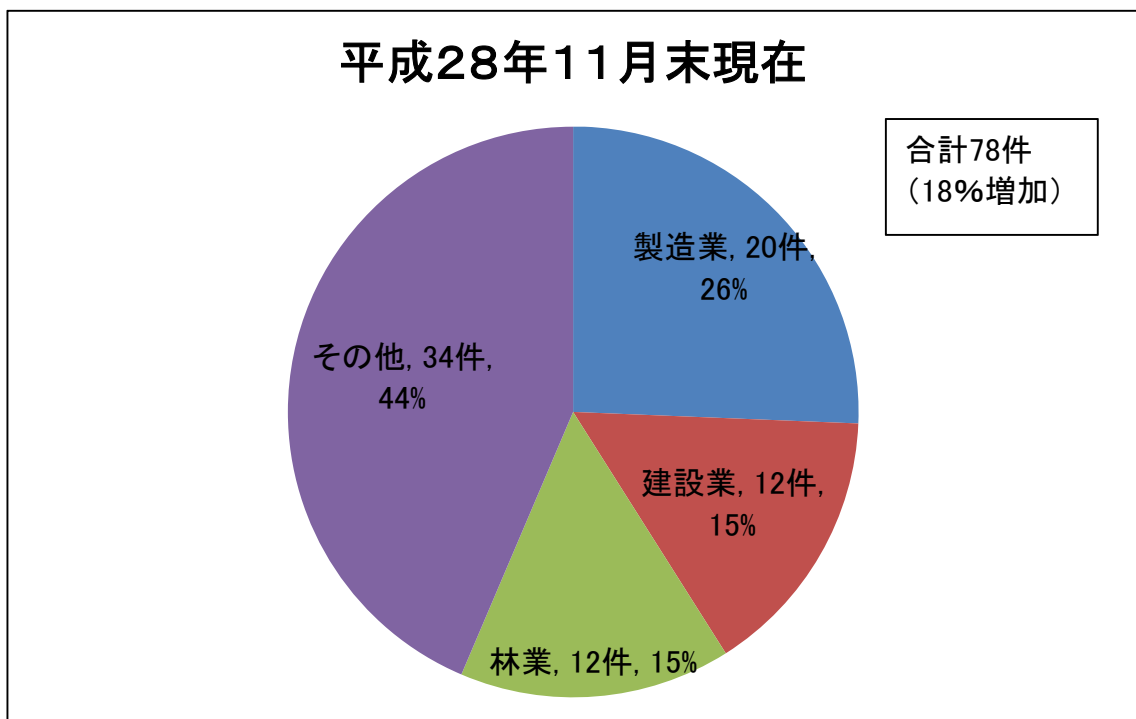
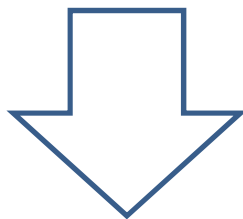
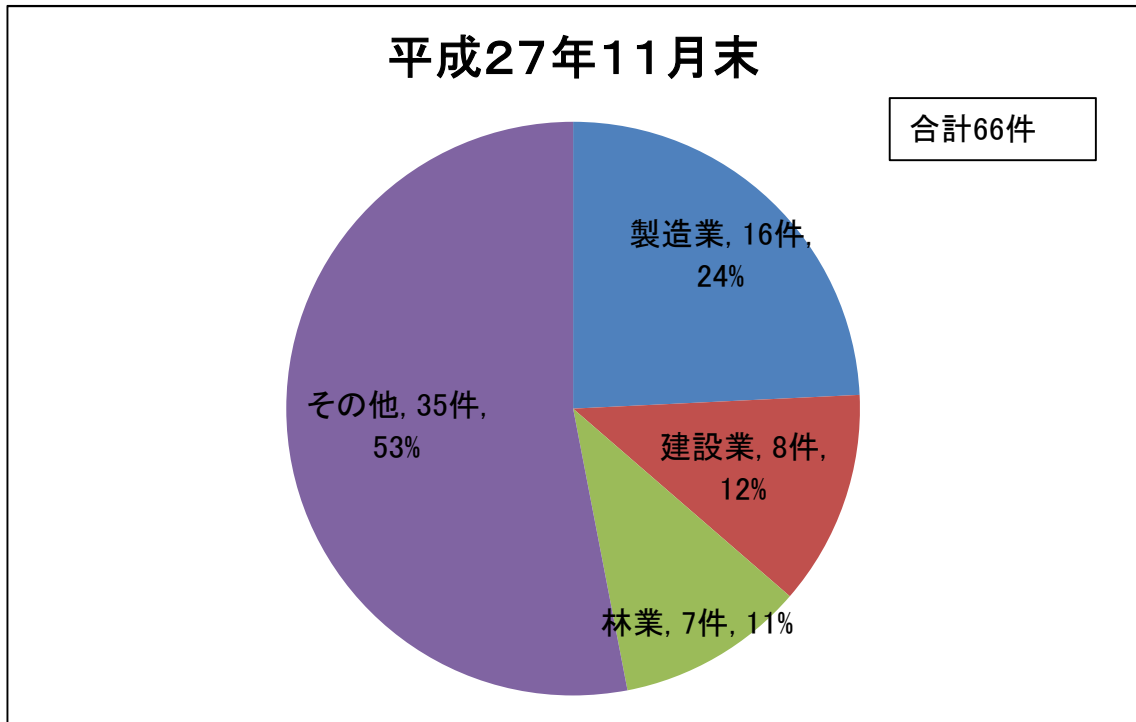
日 時 平成28年12月13日（火） 午後1時30分～午後3時30分

場 所 益田地方合同庁舎3階 第一会議室

（島根県益田市あけぼの東町4-6）

この緊急対策会議において、平成28年12月15日から平成29年1月15日までの年末年始無災害運動に向け、事業者はもとより、すべての関係者が一丸となって、労働災害の撲滅に向け取り組むよう要請します。

○労働災害の発生状況（益田労働基準監督署管内）



労働災害防止対策緊急対策会議

概要

1 開催日時 平成28年12月13日(火) 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 益田地方合同庁舎3階 第一会議室
(島根県益田市あけぼの東町4-6)

3 主 催 益田労働基準監督署

4 内 容

- ① 益田労働基準監督署長 挨拶
- ② 災害防止団体へ労働災害防止緊急要請文書交付
- ③ 管内の労働災害発生状況、島根県内の死亡災害発生状況について
- ④ 製造業、建設業、林業における災害防止対策について
- ⑤ 質疑

5 予定参加者

各労働災害防止団体

益田労働基準監督署管内の製造業、建設業、林業の事業場 約30人程度

〈取材〉

- ① 報道関係者からの取材を受け付けます。
会議のすべてについて取材を受け付けます。
- ② 取材される場合は、資料等の準備の都合がありますので、あらかじめ、平成28年12月9日(金)17:00までに、記者の人数等を 益田労働基準監督署 までご連絡願います。

(連絡先 監督・安衛課長 ひのした 樋下 慶 ☎0856-22-2351)

労働災害増加に伴う緊急要請書

各労働災害防止団体の長 殿

益田労働基準監督署管内の休業4日以上労働災害による死傷者数は、平成28年11月末現在78人に達し、これは前年同期と比較して12人も大幅な増加であり、大変憂慮すべき状況にあります。特に、製造業、建設業、林業において増加しており、はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ災害、墜落・転落災害により多く労働者が負傷しています。また、島根県下においては10月に2人、11月に1人の死亡災害が立て続けに発生しており、極めて深刻な状況です。

どのような情勢下にあっても労働災害はあってはならないものであり、労働災害の増加に歯止めをかけるためには、関係者が一丸となって、さらに一層の労働災害防止対策の強化を図る必要があります。

このため、貴団体において傘下事業場に対して、労働安全衛生関係法令に定められた労働災害防止措置を履行するにとどまらず、経営トップ自らが「労働災害による犠牲者をださない」という強い決意を示し、労働災害の撲滅に向けた次の取り組むよう周知・指導を図ることにより、これ以上の労働災害を発生させない職場づくりを推進するよう要請します。

- 一、 安全衛生管理体制の見直し
- 一、 自主的な安全衛生活動の総点検
- 一、 作業に対する作業マニュアルの作成及び遵守状況の点検
- 一、 効果的な安全衛生教育の実施
- 一、 職場内リスクの確実な低減の実施

平成28年12月13日

益田労働基準監督署長 田代圭子

労働災害発生状況

益田労働基準監督署

平成28年11月末現在

区 分		平成26年		平成27年		平成28年		対前年比
		死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	
全 産 業 計		1	68	1	66	1	78	12
製 造 業	食 料 品		2		6		2	▲ 4
	繊 維 ・ 衣 服		2		1			▲ 1
	木 材 ・ 木 製 品		4				3	3
	家 具 ・ 装 備 品		1		2			▲ 2
	パ ル プ ・ 紙 ・ 印 刷 ・ 製 本		1					
	化 学		3		1		5	4
	窯 業 ・ 土 石 製 品				2			▲ 2
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		4				7	7
	金 属 製 品						1	1
	機 械 器 具		1		1		1	
	そ の 他		2		3		1	▲ 2
	製 造 業 計	0	20	0	16	0	20	4
鉱 業					1		1	
建 設 業	土 益 田 地 区		2		2		2	
		鹿 足 地 区		4		3		1 ▲ 2
	木 管 外							
	木 造 建 築		1		2		2	
	そ の 他 の 建 築		3		1		5	4
	そ の 他						2	2
	建 設 業 計	0	10	0	8	0	12	4
交 通 輸 送	道 路 貨 物 運 送		3		2		2	
	そ の 他 の 運 輸				1		2	1
林 業	伐 木 ・ 搬 出		5		4		9	5
	造 林 ・ そ の 他		7		3		3	
	林 業 計	0	12	0	7	0	12	5
第 三 次 産 業	小 売 業		6	1	14		4	▲ 10
	社 会 福 祉 施 設		7		8		10	2
	飲 食 店		1				1	1
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	1	6		6		11	5
	第 三 次 産 業 計	1	20	1	28	0	26	▲ 2
そ の 他 の 事 業			3		3	1	3	

注) ・労働者死傷病報告(休業4日以上)による統計。 ・過去2年間の同時期と比較。

・「第三次産業」とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。 ・「その他の事業」とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。